

平成26年11月1日より

大阪府内における

雇用保険電子申請事務処理を

「大阪労働局雇用保険電子申請事務センター」
で行います。

各ハローワークで行っている雇用保険電子申請手続きについて、申請受理から審査・決定までの事務処理の迅速化・効率化を図るため、

平成26年11月1日より「大阪労働局雇用保険電子申請事務センター」で集中して行います。**(手続方法に変更はございません。)**

※ 雇用保険電子申請はインターネットを用いて各種手続きを行うことです。

詳細はこちら→ 電子政府の総合窓口【 e-Gov 】のホームページ <http://www.e-gov.go.jp/>
ハローワークへ書類持参のうえ雇用保険手続きを行うことは異なりますので、ご注意ください。

- ◆-----◆
- ① **電子申請書の提出先は従前どおり管轄ハローワークに提出してください。**
(電子申請画面(基本情報画面)での提出先は管轄ハローワークを選択してください。)
 - ② **届出の内容について、電子申請事務センターより確認連絡をする場合があります。**
 - ③ **事務集中化に伴い、必要に応じて確認書類の添付を依頼する場合があります。**
例 定年退職の方の被保険者資格喪失手続き … 定年規定部分の就業規則(写)の添付
- ◆-----◆

【大阪労働局雇用保険電子申請事務センター】

大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通 FNビル21F

電話番号：06-7663-6250 (平日 8:30~17:15)

FAX 番号：06-4790-6325